

(意見書案第 2 号)

新たな森林管理システムの早期実施を求める意見書

我が国の森林面積は、国土面積の 3 分の 2 に当たる 2,500 万ヘクタールあり、このうち 1,000 万ヘクタールを占める人工林の約半数が主伐期となっている。しかし、これら人工林のうち、主伐による原木供給量は年間成長量の約 4 割にとどまっており、成長量の 6 割強は未利用のままとなっている。

他方、林家の 87% が保有面積 10 ヘクタール未満であるなど、小規模な森林所有者によって山林が保有されており、森林所有者の経営意欲が低い一方で、素材生産業者等の林業経営者が事業拡大の意欲を持っていても十分に森林確保できない現状にある。

よって、政府においては、このミスマッチを解消し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るために新たな森林管理システムを構築し、森林の管理経営の集積や集約化の推進を強く求め、下記の事項について実施するよう強く要望する。

記

- 1 森林所有者に適切な森林管理を促すこと。
- 2 森林所有者が森林を管理できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託するスキームを設けること。
- 3 再委託できない森林や再委託されるまでの森林は、市町村が管理できるようにすること。
- 4 再委託を進めるために、路網整備、集中的な高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業システムの普及を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 16 日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
農林水産大臣 } 宛